

6. 先端材料関連

319ページ

問題4

輸出令別表第1の項番で、「ヒドラジンの誘導体」を規制しているのはどれか、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 輸出令別表第1の3の項(1)軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの
- ② 輸出令別表第1の4の項(6)推進薬又はその原料となる物質
- ③ 輸出令別表第1の7の項(19)レジスト
- ④ 輸出令別表第1の14の項(2)火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であって、経済産業省令で定めるもの
- ⑤ 輸出令別表第1の15の項(2)電波若しくは赤外線吸収材又は導電性高分子

327ページ

問題15

輸出令別表第1の15の項(機微品目)で規制対象となる200メガヘルツ超3テラヘルツ未満に使用される電波吸収材のうち、規制から除かれるものを次の中から一つ選びなさい。

- ① 軍用船舶のレーダーに使用される電波吸収板
- ② 高速道路で使用される電波吸収壁
- ③ 板状平面状の焼結したフェライトで、比重が5、使用上限温度が250℃のもの
- ④ 磁性を有しない繊維状の電波吸収材を混入した塗料
磁性材料からなる電波吸収塗料
- ⑤ 有機物を用いた板状平面状の電波吸収材であって使用上限温度が180℃のもの

328ページ

解答15

正解 〔③〕

【解説15】

貨物等省令第14条第二号イ(四)の除外規定

焼結したフェライトからなる板状の吸収材であって、次の1及び2に該当するもの

- 1 比重が4.4を超えるもの
- 2 275度を超える温度で使用することができないもの

①②④⑤は除外規定に明確にあてはまらない。



- ① 問題だけでは除外規定が適用できず、除かれない。また、輸出令別表第1の1の項に該当する可能性がある。
- ② 問題だけでは、除外規定が適用できず、除かれない。
- ④ ~~貨物等省令第14条第二号イ(一)適用だが、塗料に混入しているため除かれない。~~
「塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料」であるため除外されない。
- ⑤ 貨物等省令第14条第二号イ(三)1ロで使用温度から、除かれない。

342ページ

解答27

正解〔④〕

【解説27】

- A 誤り。貨物等省令第4条第十一号ニで規定する電子機器の冷媒用に設計した液体については25度の温度における密度が規定されているが、貨物等省令第4条第十一号ハで規定する振動防止用に使用することができる液体については密度の規定がないため、誤り。間違いやすいので注意する必要がある。
- B 誤り。貨物等省令第4条第十一号ハで規定する振動防止用に使用することができる液体の規定は「次のいずれかに該当する物質の重量が全重量の85パーセント以上のもの」であるのに対し、貨物等省令第4条第十一号ニで規定する電子機器の冷媒用に設計した液体の規定は「次のいずれかに該当する物質の含有量の合計が全重量の85パーセント以上のもの」となっており、当設問では、残り50パーセントの物質を確認する必要があり、指定された物質が含まれ、それらの含有量の合計が85パーセント以上となるかどうかで該非が分かれる。したがって、該当しないと言いつ切るのは、誤りである。
- C 誤り。貨物等省令第4条第十一号ハとニで規定する振動防止用若しくは冷媒用に設計した液体と異なり、貨物等省令第4条第十一号ロで規定する潤滑剤については「使用することができる材料」が対象である。固体であっても、貨物等省令第4条第十一号ロに該当する場合があるので、誤り。
- D 正しい。貨物等省令第4条第十一号ロに該当になる潤滑剤の主成分は、~~(一)~~でエーテル基(R-O-R')、又はチオエーテル基(R-S-R')、~~(二)でシロキサン結合(Si=O-Si結合)~~を必ず含む。そのため酸素原子(エーテル基、~~シロキサン結合~~に含まれる)又は硫黄原子(チオエーテル基に含まれる)が必ず含まれる。